

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

COOLS	
H P	

予算特別委員会会議録(2)(17.1定)			
日時	平成17年 3月 9日(水)	開 議	午後 5時15分
		散 会	午後 7時40分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	見楚谷委員長、北野副委員長、横田・大橋・森井・佐々木(茂)・前田・井川・武井・古沢・高橋・佐藤 各委員		
説明員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・建設・港湾・教育各部長、建設部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

委員長

それでは、開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙によりまして、委員各位のご支持をいただき、委員長に就任をさせていただきました見楚谷でございます。もとより微力ではございますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、副委員長には北野委員が選出されておりますことを報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、井川委員をご指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。

斉藤陽一良委員が高橋委員に交代しております。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

教育長

委員の皆さんにおわび申し上げます。本日の予算特別委員会に当たり、北野委員から3月3日に教育委員長の出席要求があり、同日、教育委員長にその旨伝えました。教育委員長からは、日程調整したいとのことであり、最終的に3月7日に日程が折り合わないとの回答があったものであります。このことにつきましては、同日直ちに北野委員にお伝えしたところであります。

昨日、予算特別委員会の理事会において、9日の予算特別委員会での出席要求がありましたので、改めて教育委員長に伝え、調整をしたところ、16日に出席するとの確認がとれましたので、その旨予算特別委員長にお伝えしたところであります。なお、3月4日の北野議員の代表質問に際し、教育委員長に出席要求があることを伝えるのが遅れ前日になったため、日程調整がつかず出席できませんでした。また、今日の予算特別委員会の出席要求につきましても、事務段階での説明不足もあり、ご迷惑をおかけいたしました。

小学校適正配置につきましては、重要な時期を迎えている中で、過日の本会議に続き、教育委員長との日程調整ができず、本日の委員会への出席ができませんでした。教育委員会といたしましては、委員会の要求に適切に対応できなかったことに対し深く反省し、このような事態が二度と起こらないようおわび申し上げます。なお、本日の予算特別委員会の開催を大幅に遅らせたことに対し、重ねておわび申し上げます。

北野委員

ただいまの教育長のおわびの発言は、私は納得するものではありません。

まず、3月4日の代表質問については、早くから、2月の段階から教育委員長の出席要求をしていたにもかかわらず、教育委員長に連絡していないと。前日の3月3日の正午に議長に正式に代表質問の通告をすると、その中で教育委員長に出席を求めるといふ文書を見て、慌てて取り次ぐ。当然、前日ですから、非常勤の方だから出席できないと言う。これについては、不手際なんてものではなくて、適正配置計画が非常に重要な段階を迎えているときに、教育委員会は白紙撤回を求めている日本共産党の代表質問を封ずると、實際上、教育委員長に答えさせない、そういう策動としか受け取れません。甚だ遺憾なことであります。

続いて、予算特別委員会への委員長の出席につきましても、早くから要求していたにもかかわらず、きちんと対応していないということでは、重ね重ね許しがたい行為だと思うのです。これは、代表質問に続いて、予算特別委員会の日本共産党の質問を教育委員長に答えさせないと、教育委員会の最高責任者にそういう場をつくらせないという、そういう点で非常に私は遺憾だと思うのです。だから、ただいまのおわびのことについては、今日の委員会

の進行状況もありますから妥協しましたけれども、それでよしとするものではないということだけははっきり申し上げ、教育委員会は今後こういうことを二度と起こさないようにしていただきたい。なお、教育委員長には、私の方で後日会って、12月の新谷議員の代表質問のときも大幅に遅れるということもありましたから、話し合うつもりであります。

委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

-----  
古沢委員

実は、昨日の一般質問において、今日の予算特別委員会は雪の問題でということで考えておりましたので、淡々とやる予定だったのですが、こういう事態になりました。

そこで、雪の問題に入る前に、教育委員会に確認を含めてお尋ねしておきたいことがあります。あわせて、教育委員会と行政との関係において、市長にお尋ねしておきたいこともありますので、別枠とは言いませぬけれども、委員長には時間配分、特段の配慮方、よろしくお願ひしたいと思います。

教育委員長の答弁に対する確認について

まず、昨日の私の一般質問に対する教育委員長の答弁から、再度三つの点を確認させていただきたいと思います。いろいろやりとりを行いましたけれども、ようやく三つ、一つは秘密会についてですが、西條委員長は基本的には公開していきたいというふうにご答弁があった。この点はどうですか。

(教育)総務管理課長

昨日の本会議での古沢議員の再々質問の中で、教育委員長が私個人的には公開でということ、そういうふうにしたいというふうにおっしゃると。やはり個人のプライバシーだとかいろいろなことに支障を来すものについては秘密会にというようなことも言っていますし、適正配置というものに関して、ちょっと敏感になっているのも事実でありますけれども、すべてが秘密会にしなければいけないのだということ、内容的にはこれから吟味して、できるものについては公開していきたいというふうにお考えしておりますと答弁しているかと思ひます。

古沢委員

改正されたという会議規則の公開のところ、18条で列挙している最後の項目を除いて、それが秘密会に当たるけれども、その他については基本的には公開していきたいという方向を委員長が示された。

二つ目です。委員協議会についてですが、これは学校適正配置等調査特別委員会等で、任意のものであるけれども正式の場合とか、非常にわかりづらい答弁を教育委員会側はしておりました。昨日、教育委員長は明快に任意の場であると。わかりやすく私は例えたのですが、それに対してお茶懇と言われればそうなるというふうにお答えしたということで、よろしいですか。

(教育)総務管理課長

古沢議員の質問に対して、委員協議会は任意の会議であり、今後の適正配置の進め方として各委員が了承したものでありまして、一定の方向性はあるものと考えております。再々質問では、それを受けて、協議会はこれはお茶懇と言われればお茶懇であるかもしれませんがけれども、先ほども言いましたように、プロセスを踏んでいる段階でその途中経過として報告を受けたということで、内容的には順序立てて事務局の方でこうやっていて、そして最終10月の時点で正式に決定したということでもありますというふうにお答えしているかと思ひます。

古沢委員

わかりやすく答えてというふうをお願いしておいたのですが、あれやこれやのところはいいのです。任意の場で公式の場だとは言っていないということは確認できるかということを知っているのです。

(教育)総務管理課長

任意なのかということとお茶懇というような表現をしているかと思います。

古沢委員

選択肢の問題で、再質問、再々質問で重ねて委員長にお尋ねをしました。白紙撤回、見直し、再検討、実施時期の延期等々、そういった選択肢は委員長の中にあるのかというふうにお尋ねしたのですが、そういう選択肢は100パーセントないとは言えないというような前ふりがあったのですが、大事な点は、意見を聞いて慎重に判断していきたいというふうにお答えになっている。この点はよろしいですね。

(教育)総務管理課長

今の時点ではまだ決定をしておりませんし、皆さんの意見を聞いている段階ですので、それは絶対だめかと言われれば、それは可能性としてあると思いますが、皆さんの意見を聞いて、これから慎重に判断していきたいということでございますというふうにお答えしているかと思います。

古沢委員

一般質問の中で明らかになった点、二つ確認したいと思います。

学校適配特別委員会では、秘密会のことについて議論に何度もなっていますが、教育委員会側の報告として、秘密会条項がなかったため、会議規則を改定し、秘密会の事項を明確にしたというふうにご報告されています。しかし、実は内規があったのだと。例外中の例外と言われる秘密会について、この内規に基づいて会議をやられていたのだということがはっきりしたということが一つ、もう一つは中学校適配は秘密会でなかった。しからば、高等学校の適配はどうかというふうにお尋ねしたのですが、委員長からは答弁いただけませんでした。しかし、同時に否定もされていなかったわけですから、道教委が行ってきた高等学校適配計画も実は秘密会とはしていなかったということが確認できるかということは、

(教育)学校教育課長

高校適正配置について、道教委の方で秘密会でなかったのかというご質問ですけれども、高校適正配置計画においては、計画案においては、道教委の教育委員会の中では秘密会というが、非公開にしているということになります。その後、文教委員会の方にそれを報告して公表するという形になってございます。当然その秘密会の中は、例えば高校間口ですから学級数の減とか、それから廃止される高校名とかありますので、そういったものについては非公開だと。公表した後は、教育委員会の中では、それは公開にしているということでございます。

(教育)総務管理課長

教育委員会規則旧第18条の件でお尋ねがありましたので、お答えしたいと思うのですが、旧第18条は傍聴は決議により秘密会としたときはできないというふうな規則になってございまして、それらを秘密会にするための一定の基準として定めたものが旧規則の内規でございまして、新規則についてはそのような公開できないものをきちんと基準化するために、規則を改正したものでございます。

古沢委員

高等学校の適配の件は、私なりに再度確認したいとは思いますが、今の内規の問題ですが、例外中の例外であれば、法づくりとしては、これはだめだよと明快に言うものなのです。何が秘密会になるかということを知りたくないので、ただ決議すれば秘密会とすることができるなんていう作りは、おおよそ考えられないのです。ですから、地方自治法にしたって、地教行法にしたって、必ず列挙しているでしょう。これらについては公開、非公開だということに言っていますけれども、ですから、そういう意味でいえば、従来扱っていたのは、法からおよ

そ逸脱しているという、そういう異議が一般質問の中ではっきりしたのだと思うのです。

念のため、確認しておきたいことがあります。地教行法第26条で委員会が教育長やその事務の一部を委任することができるという規定があります。これを受けて、教育委員会事務委任等規則というのがありますね。今日これをお持ちですか。その規則第2条の4号と9号を教えてください。

いや、もしあれでしたら、4号と9号というのは、教育長に委任できないことを列挙しているのですが、これは先ほどの秘密会のつくりと同じようなつくりです。教育長に委任するとして、しかしこれこれは委任できないと言っているうちの4号、学校、その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。旧通学区域の設定又は変更を行うこと。こういうふうな、つまり教育長の名の下に事務を進めていけないものは、この4号と9号で明快に言っているわけです。ここからわかることは、学校適配というのは、すぐれてこの4号と9号にかかわる、そういう事案だと思うのです。ですから、議会の側が教育長ではなくて、執行機関の長たる教育委員長に出席を求めて質疑をして答弁を求めるといふのは、当然だと思うのです。逆に言えば、教育委員会側からすれば、求められるまでもなく、こうした事案の場合については、執行機関の長がしかるべき対応をとるといふのは当然のことだと思うのです。そういう点で、今回はたいへん大きな教訓を残したと思うのですが、そのように確認してよろしいですか。

教育部長

ただいま教育委員会の事務委任等規則にかかわりましての質疑でございます。今、私、事務委任等規則第2条、お話のありました4号と9号についてでございますけれども、4号については学校、その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること、9号につきましては通学区域の設定又は変更を行うこと、これについては教育委員会で正式機関決定するという事に当然なるうかと思えます。

今回の、今古沢委員がおっしゃっておられます委員協議会で私ども8月に実施計画の策定の考え方、これの関係で今お尋ねがあるかと思うのですけれども、これに触れますと、私どもの考え方といたしましては、この8月の時点、策定の考え方をつくった時点でございますけれども、まだあくまでもプロセスという中での一定の考え方を示しました。そこには、私ども事務局の総括者である教育長が、要するに学校名はこの時点ではまだ具体的に廃止するとか、そういうことは一切示していない。それからもう一つ、それ以前にこの9号の通学区域の変更を行う。これについても、この8月段階ではまだ具体的に何ら触れていない。これから。

古沢委員

いや、私は今回のことで聞いたのですよ。議会が委員長の出席を求めるのは当然ではないかと。案として出してきて議会に送ってきたのだから、その考え方、在り方を聞いたのです。

教育部長

ですから、そういう考え方ももちろんプロセスの中で、どちらかというとな事務委任等規則の範ちゅうの中で事務局がこれまで進めてきた経過、今後に向けての事業の進め方がありますので、これを踏まえて8月段階ではそういうふうに表示していると。

古沢委員

私の聞いていることとは、かみ合わないのですね。10月の教育委員会定例会で案が決定されたと。議会に送り込まれた。これ自体は後でも言いたいとは思ったのですが、お茶懇でやった、もっと露骨に言えば、暗闇の中で市民や父母を排除してつくられた案ですから、そういうものを議会に送ってきておいて、そして事務委任もできない職員の範ちゅうに明らかに属することでありながら、委員長の出席を求める。求められるまでもなく、こうした議会には委員長が対応するというのが、教育委員会側の在り方として当然でないですかということ、今回の事態、教訓として確認できるかというふうに聞いたのです。

教育部川原次長

今回の議会における教育委員長の出席ということでございますが。

古沢委員

簡単に言って、時間ないから。

教育部川原次長

今、小学校の適正配置については、非常に重要な時期を迎えているという状況でございますので、出席要求があれば、それは教育の長の教育委員長にぜひ出席していただくようにという基本的な私どもの考え方でございます。

古沢委員

要求がなくてもと。

(発言する者あり)

これは、教育委員会の在り方として、議会にこの実施計画案を送り込んでおきながら、要求がなかったら出ないと。教育委員会が、要求しているのは議会の側ですから、要求があろうとなかろうとこうした議会に臨むときに教育委員会の在り方としてどうなのですかということ、どうですか。当然でないですか。

教育部長

教育委員長は行政委員会としての教育委員会の長であります。ですから、本会議のいわゆる議会に対する心構えというものは、現在の委員長は持っています。そういった中で、たまたま都合の関係はありますけれども、基本的には本会議の出席ということについては、現在の教育委員長、当然出席という形の気持ちは持っておられると、こういうことでございます。

古沢委員

簡単に答えられることではないのですかね、これは。議会の側だって、非常勤の教育委員長にのべつ幕なし出てこいなんていう要求はかけないですよ。事と次第によってなのです。教育委員会の側からすれば、今回の議会というのは、その事と次第によつての議会ではないのかということを知っている。だから、教育委員会の在り方として、教育委員長が率先して出るという対応をとると。しかし、調整がつかないことがあるでしょう。構えとしてはそういうことではないのかというふうに聞いているのです。簡単に答えられないですか。

教育部長

今回、議会につきましては、適正配置の問題だと

(「簡単に、簡単に。」と発言する者あり)

思っていますので、当然教育委員長としては出る心づもりはあったと、こういうふうな考え方は聞いております。

古沢委員

そういうことでいいですね。

そこで、教育委員会の在り方と関連しますが、市長にもちょっとお伺いしたいことが、この問題を考えていて行き着いたのですが、要するに行政側の長と教育委員会、この独立性や緊張関係という問題を解き明かすいい例なのですが、実は16年第4回定例会に施設使用料等の条例改正案が提案されて可決しました。その関係ですが、地教行法第29条はこの場合どういうことでなければならないと言っているのでしょうか。

(教育)総務管理課長

地教行法第29条は、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならないとなっているかと思えます。

古沢委員

そうですね。議案を作成する場合、教育委員会の意見を聞かなければいけない。そこでこの16年第4回定例会を前にして、教育委員会に意見を求めたのはいつだったのですか。市長部局の側が、市長名で教育委員会に意見を求めたでしょう。

総務部次長

平成16年11月17日に意見を求めました。

古沢委員

そこで、これを受けて翌18日に段取りよく第11回教育委員会定例会が開催されました。通常こういう事案は、教育委員会を招集してどうするかというふうな手順を踏むのが普通だと思うのですが、実にこれは段取りがいいのです。翌日定例会が開かれて、市の条例改正について異議のない旨市長に申し出るということを決定しています。

そこで、その旨教育委員会からの意見を市長部局が受けたのはいつですか。

総務部次長

教育委員会から小樽市長あてを受けましたのは、日付が平成16年11月18日付けの文書でございますけれども、実際に処理しましたのは11月19日になってございます。

古沢委員

資料で出していただいております収発件名簿、11月17日意見の聴取についてというのがこれです。11月19日に受理をしている。それで、総務課長に聞きますけれども、市長の各会派への4定前の議案説明はどのような日程で行われましたか。

(総務)総務課長

昨年の第4回定例会の議案説明につきましては、11月18日を皮切りに、19日、土日を挟みまして、11月22日ということで各会派に説明させていただきました。

古沢委員

18、19。

(総務)総務課長

22日月曜日でございます。

古沢委員

議案の作成の手順を簡単に。定例会前にどういう手順を踏んで議案作成されるのですか。

(総務)総務課長

議案の作成につきましては、議案件名の通知あるいは議案原議書の回付ということで、その後例規審査委員会の審査を受けるということになりますので、おおむね定例会の1か月ぐらい前から準備を進めている形になります。

古沢委員

今お答えいただいた例規審査委員会ですが、小樽市長の補助機関である委員会に関する規定第2条の2にあります。この例規審査委員会は市議会に提出する議案の審査についてというのが、中心的な仕事の一つであるのですが、そうしますと、先ほど地教行法第29条を読んでいただきましたけれども、議案を作成する場合というのは、わかりやすく言えば、この例規審査委員会をくぐった時点ではもう議案は作成されているということですね。

(総務)総務課長

改正の方につきましては、各原課でそれ以前からずっと原案が出ていまして、最終的にその文書、文言につきまして、例規審査委員会で審査するという形になるかと思えます。

古沢委員

先ほどお答えいただいたように、教育委員会から異議ない旨の回答があったのが11月19日、18日には既に1週間ほど前に例規審査委員会をくぐって、その議案が会派に説明が行われているわけです。こういう事態は、これまでもそんなに問題なくひょっとしたらあったことなのかもしれないのですが、今回の問題を振り返って教育委員会の在り方を振り返ったときに、教育委員会と行政側の在り方の問題をやはり問うている具体的な例ではないかと。市長はどのようにお考えですか。

市長

教育委員会と市長部局はそれぞれ独立した機関ですから、いろいろな議案の提案にしても、予算の提案権は教育委員会は持っていませんから、市長との協議というような形をとってそういうやりとりをしているわけです。ですから、そんなことでずっと事務を進めておりますけれども、これはそういう建前上、そうなっておりますから、これは引き続きそういう原則にのっとって、これからやっていきたいと思っております。

古沢委員

お言葉を返すようですが、建前上ではなくて、教育委員会の在り方と行政の在り方、その関係を考える上で、これは大事な点なのです。教育委員会の沿革についても昨日お尋ねしてお答えいただいておりますけれども、そういう教育委員会制度の在り方、この歴史を振り返ってみても、例えばこういうことはあってはいけないことなのです。だから、小樽市の中で教育委員会の在り方を問うときに、小樽市の行政側の在り方も教育委員会との関係できちんと見ておかなければいけないと思うのです。

教育委員会に対する質問、最後ですが、先ほども言いましたけれども、この計画案そのものは、けっきょく任意の場、お茶懇の場で基礎工事が行われた、考え方がつくられた、承認されたということです。10月28日に教育委員会5人出席して全員一致でこの案を了承したと言いつつ、実はこのお茶懇に参加していた人も西條委員長ただ一人、鈴木職務代理は8月のお茶懇には欠席をしていた。3人の委員は、新規で教育委員についた方。そういう状況の中で、しかも秘密会で行われて市民や父母、関係者を排除して決められた計画案です。それが、議会に送られてきたわけですよ。議会としてはたいへん迷惑です。だから、こういう考え方が成立するのであれば、これ教育委員会に差戻しをかけたと思うのです。いかがですか。

教育部川原次長

この考え方につきましては、委員協議会という中でご意見をいただいて了承いただいたものでございます。確かに、教育委員会とは違いますが、任意の委員会という中ではございましたけれども、この適正配置につきましては、10月の計画案を示しましたときに、その前段のプロセスの段階で、教育委員会の考え方、考えている事項について委員の皆様を示したということで、私どもとしましては最終的に10月に実施計画案を正式に教育委員会の中でお諮りをし、承認をいただいたということでございますので、この実施計画については有効。そういう形で進めていきたいと思っております。

古沢委員

教育委員会にお伺いするのは、これまでにしたいと思うのですけれども、実施計画案のはじめにの最後の2行ぐらいのところは何と書いていますか。この実施計画案は、これは8月を含めた考え方に基づいて策定された実施計画案というふうに、あなた方最初のところで宣言していませんか。

(教育)京谷主幹

確かに、計画案でははじめにの項の中に、最後の4行ぐらいになりますけれども、小学校適正配置実施計画策定の考え方を示したところで、16年8月に策定の考え方を示したところであります。この小樽市小学校適正配置実施計画案は、小学校適正配置実施計画策定の考え方に沿って策定したものであるというような趣旨で表記しております。

古沢委員

これは今回の予算特別委員会の別の機会にも、学校適正配置等調査特別委員会も開催されますから、さらに深めていきたいとは思っております。

雪の問題について

それで、雪の問題に入ります。

最初に、国の支援対策について伺っておきたいと思うのですが、これまでも時々豪雪の年においては、国は臨時

特例措置を講じてきている。市町村道の場合でもこうした措置を講じてきている実績がありますが、国土交通省が今年の積雪状況等々を考えて実態調査に入るといふふうにいわれています。その結果、臨時特例措置を講じてもらえるのではないかという期待感が一部に広がっていますが、どのような見通しですか。

(財政) 財政課長

国土交通省が市町村道の助成費について検討しているということは、国土交通省が出している文書で確認しています。それから、どれぐらいの補助金があるかといいますと、過去にどのような補助がされたかということをお願いしますと、直近では12年度の降雪で、367市町村に対して32億円の補助金が出ております。それを単純に割り返しても、1自治体当たり1,000万円を切るというところでございますので、雪の降り方はいろいろありまじょうが、さほど大きな金額にはならないと、こういうふうになっております。

古沢委員

今度の議会初日に先議で可決されました除排雪関連の補正予算ですが、そのうち7,000万円、20万立方メートルが排雪関係です。それで、緊急的な対応が認められるということで、我が党も賛成したわけですけれども、昨日、市長答弁で2月末で排雪量が既に50万立方メートルというふうにお答えいただいております。そもそも今年度当初の見込みは、何万立方メートルだったのでしょうか。

(建設) 維持課長

当初予算を編成した9億6,000万円の時期におきましては、38万立方メートルを予定しておりました。

古沢委員

そうしますと、排雪に回る7,000万円、20万立方メートルを補正したというのだが、実際は既に当初予算の見込んだ38万立方メートルから12万立方メートルを上回っていますから、これの穴埋めといいますか、補正した排雪補正予算のうち、3月以降の排雪分に回るのは、8万立方メートルしか見込めないということになるのではないかと、そういう気持ちがあったものですから、追加補正の必要が出てくるかもしれませんねというふうにお尋ねしたのですが、3月以降8万立方メートルぐらいしか見込んでいないということは確認できますね。

(建設) 維持課長

差引きというのですか、58万引く50万で8万ということのお話なのだけれども、実際には最初に9億6,000万円の計上するときは38万立方メートルということで、この数字を挙げております。実際に、発注する時点での段階におきまして、いろいろと設計上の中の排雪についての設計の執行に当たっての効率性とか排雪のやり方、いろいろな方法とか、単価等を精査して、さらには除雪の予算の中でのやりくりの中で実際には執行している形でございます。

古沢委員

差引き8万という簡単に出るといふものではないということをおっしゃったと思うのですが、中身としてはそういう内容なのですね。

(建設) 維持課長

それで、要するに予算上は差引き8万立方メートルということではございますけれども、実際の我々やっている作業の中ではそういうことではなくて、実際に除雪費の総体の枠の中で補正した額を含めて、柔軟的な、例えば今回の補正の中でも捨場の排雪並びに雪処理場管理業務ということで、1億7,000万円、委託費を計上させてもらっています。その中に内訳として7,000万円、排雪ということなのですけれども、委託料としては1億7,000万円でございますので、その雪捨場の業務の中のやりくりを含めた形での排雪を行いたいということで考えていますので、8万にこだわるということではなくて、実際にはその予算の範囲の中でできる量を確保したいという考えです。

古沢委員

委託業者からは早速この補正もあって、今説明を受けたようなこともあって、市の方で大雪の状況に合わせて、

いろいろ配慮をしてくれているようだということで歓迎しているようですね。ですから、それ自体は大いにいいことだと思うのですが、実は積雪深に比べて昨日もお伺いしたのですが、なぜもこう降雪量が少ない年なのか。実は今年の雪の問題で最大の謎なのです。2月末で積雪深と降雪量、幾らでしたか。

(建設)庶務課長

2月末現在で積雪深は149センチ、降雪量は446センチというふうになってございます。

古沢委員

手元に資料があります。除排雪に関する推移というA4版2枚につづられている資料です。昭和51年から積雪深と降雪量の記録、両方がデータ管理されているわけですが、これを見てもみると、一定の法則性みたいなものがあるのではないかとこのふうに見受けられました。私なりに、電卓をたたいてみたのですが、年間の降雪量に対して21パーセントプラスマイナス四、五パーセントぐらいの状況で積雪深というのが記録されていると、そういうことがわかんと思うのです。この点を踏まえて、積雪深と降雪量が記録されている昭和51年から平成10年までの23年間、ここと比べて、今年の2月末で先ほど報告いただいた積雪深と降雪量は何番目ぐらいに位置していますかね。

(建設)庶務課長

この除排雪に関する推移は、降雪量は3月末というか、雪が終わるまでの記録なので、時点としては2月末とこの表との整合性があるかということになりますと、そうでもないのですが、仮に2月末現在と比較しますと、降雪量が少ない方から2番目になります。それと積雪深は高い方から3番目という形になります。

古沢委員

なぜ、平成10年までというふうに見ていただいたかというのは、後で触れますが、つまり積雪深では実際は記録する時間がありますから、2月末の最大積雪深は1メートル53センチ、153センチまで行っているのです。そうすると、今年の2月末で積雪深でいえば3番目なのですが、1番目、2番目と肩を並べる積雪深なのです。今年の2月末で、それが一つと、比べて降雪量はおっしゃられたようにまだ3月の分がカウントされていませんから。ただ、3月になって2メートルも降るなんていう年はおよそなかったでしょうから、そういうこともありますけれども、積雪深がベストスリー、肩を並べたベストスリーに位置しながら、降雪量は昭和53年に次いで少ない年なのです。市長、これを実感しますか。

市長

確かに、積雪量の多さについては、我が家の雪を見ていればわかります。ですから、降雪量は少ないのはわかりますけれども、積雪が多いのは本当に実感してわかります。ただ、3月に入って、私も毎日データを見ているのですけれども、60センチ以上降っていますから5メートルは超えたのかなという感じはしています。

古沢委員

まだ5メートル超えていないよ、市長。4メートル84センチ。8日まで。

市長

昨日、20センチ降っている。

古沢委員

実に実測をされているんですね。観測板を我が家に持っておられる市長だから、きちんとわかるのだと思うのですが、先ほど言った平成10年までの23年間で積雪深は1メートル40センチ、140センチ以上記録している年が5回あります。この5回の年度の平均降雪量は幾らになりますか。

(建設)庶務課長

140センチを超えた年というのは昭和55年、56年、平成元年、7年、10年でございまして、それぞれその降雪量の平均をとりますと、7メートル09センチ、709センチになります。

古沢委員

つまり、先ほどいただいたのは2月末時点の数字ですけれども、積雪深に比べて累計降雪量が市が管理しているデータでいえば、異常に少ないということがわかります。今の7メートル09センチから比べると、2メートル60センチ以上少なかったのです。市長が実測されている9日分を入れたとしても、とんでもなく異常な状態なのです。これが市民が寄せる最大の疑問なのです。それから、除雪関連の業者などが悲鳴を上げている。しかし、市に聞いたらそれほど降っている量が多いとは言わないです。最大の疑問なのです。

そこで、この降雪量というのはいったい何なんだということを気になって調べてみました。

まず最初に、資料、今の除排雪に関する推移の後に1月の気象、2月の気象というのがあります。これは小樽分として気象台測候所の1か月の毎日の値として発表されているものです。ここでまずわかることは、降雪の深さ合計という欄が空欄です。ここを押さえておいてください。それで、1月と2月の分を出していただいておりますが、それぞれ降水量という欄があります。降水記録がゼロの日は何日ありますか。

(建設)庶務課長

1月につきましては15日、16日の2日、2月につきましては1日、8日の2日、1月、2月とも2日ずつでございます。

古沢委員

それに比べて、最初の1枚目にある資料、16年度の市が管理しているデータです。降雪量、積雪量が月別に示されている資料ですが、この資料で1月、2月で降雪がゼロというふうに記録されている、若しくは斜線が引かれている、こういう日にちは何日ありますか。

(建設)庶務課長

1月は、斜線、これは降雪量ゼロという意味なのですが、これが1月15日の1日、ゼロの日、これ1センチ未満はゼロという形にしておりますので、これが1月は7日ございます。2月につきましては、2月8日が斜線になってまして、これが1日、ゼロの日が6日、そういうふうになってございます。

古沢委員

つまり、ゼロがこの記録上は1月が8日、2月が7日、1センチ未満はゼロというふうにデータ管理するそうですね。1センチ未満はみんな切捨てにするのです。これ自体が問題だとは思いますが、不思議だと思いませんか。1月、2月に降水量ゼロというふうに公式の観測記録されているのがそれぞれ2日、しかし降雪量として市が管理しているデータには、降雪がなかったというふうに記録されているのは、それぞれ8日と7日。降水量というのは、1月、2月、降った雨の量をはかっているわけではないですから、降った雪によって記録される降水量です。だから、こういうことがここから見えてきます。そこで、なお疑問になりました。

それで、11年3月に小樽の測候所が廃止されたわけですね。そこで11年度以降、無人観測になったわけですね。先ほど除排雪に関する推移の一番下の枠外、米印で積雪深、降雪量というのはどういうふうにカウントするかということが簡単に説明されていますが、お示してください。

(建設)庶務課長

積雪深につきましては、詳しくはわかりませんが自動計測器というのがついているようで、それが電波による計測で積雪深を自動計測しているというふうに聞いてございます。それと、降雪量につきましては、これも私も札幌管区気象台の方に毎日問い合わせをするのですが、基本的には12時間ごとの積雪量の差、例えば今日が60センチで次の日が70センチという積雪深であれば、10センチ以上降ったというその差がベースとなりまして、その後、プラスの補正をする要素というのがあります。アメダスの観測データとか、降水量、気象レーダーの観測データとか近隣地区の降水量データ、これらを基に補正をして降雪量の数値を出していると、そのように伺っております。

古沢委員

お尋ねしたのは、降雪量は無人化した後、前日の積雪深から、それが半日刻みで逆算をしてということですね。

私も気象台に相談室というところがあるものですから、お尋ねをしてみました。積雪深については、今言われたように毎時間単位でアメダス情報で速報値として公式に出されています。降雪量についてはどうかというと、有人観測の場合は、言ってみれば、原始的な方法なのだけれども、観測板、雪板があって、そして時間単位で降っている量を人的に観測をします。そして、何センチ。きれいに取り払って、そしてまた時間単位で積もっている量を観測すると。それを積み重ねて、1日何センチ降ったというふうに観測をしていたのだそうです。要するに、わかることは、積雪深はデータ上、気象台も胸を張ってこれがそうなのだとと言えるのだけれども、降雪量は有人観測をしていないところの場合は、公式に表舞台に出せる数字ではないということがわかった。推計値だということですね。

(建設) 庶務課長

表にしていないのは確かです。ただ、データとしては気象台の方で出している数値なので、推計値若しくは参考値という形で押さえてよろしいのではないかというふうに思います。

古沢委員

推計値、参考値。参考までに聞きますが、札幌市の降雪状況、札幌市は第三セクターなどで観測特許を持っているようですけれども、前にお尋ねしておきました。主立ったところ、7メートル台を記録しているところ、区ごとに何か所かあると思うのですが、今資料お持ちですか。

(建設) 維持課長

札幌市では、中央区に気象台がございますけれども、そのほかに札幌市独自で各区10区で持っています。その中で、降雪量ということで今7メートルというお話がありましたものですから、これは3月2日現在ということで、北区の太平にございまして7メートル89センチ、東区北33条東18丁目なのですから7メートル46センチ、西区、これは西野にございまして7メートル17センチという降雪量になります。

古沢委員

小樽は雪の少ない、降り方の少ない地域で助かったですねと言いたいところですが、これでも参考値にする、推計値だけれども参考値にするというのですかね。降雪量、小樽市が今管理している小樽市に降った降雪量というのは、8日で4メートル84センチだと言うのですかね。これが最大の疑問です。

そこで、実は総合除雪体制に入ってから業者に委託をします。その場合に、車道などの除雪設計については、5年間の平均値が基準になります。これは今年の場合、何年から何年までで平均降雪量は幾らですか。

(建設) 維持課長

我々の方の設計では、想定値ということで書いてありますけれども、想定値につきましては、平成10年度から平成14年度までの5か年の平均値を想定値ということで、その数字につきましては5メートル45センチを想定値としています。

古沢委員

相当多いと実感していますけれども、プラス20パーセントでないと設計変更にならないのです。つまり6メートル54センチにならなければ設計変更にならない。今からいいますと、2メートルとは言いませんけれども、この3月にそれだけの降雪量が見込めるか、つまり20パーセントを超えて設計変更しなければいけないという可能性のあるやなしや。

(建設) 維持課長

現在の降雪量から3月末まで想定するわけですが、今我々の方で考えているのは、この上限であります6メートル55センチには達しないのではないかなということでは想定しています。

古沢委員

小樽の銭函に比較的近い西区で、3月2日で7メートル17センチ、浜側に寄って北区で7メートル89センチ、いかにも小樽は幸運に恵まれた年だというふうに思うわけです。それで、実はこれ実測でないですから、先ほど言ったように推計ですから、この数字に基づいて車道除雪に関して言えば、委託業者が設計変更があるかないかという、これが大きな基準ですよ。

(建設)維持課長

設計変更のやり方につきましては、契約の時点で仕様書というのがございまして、その仕様書の中に明記してありますけれども、除雪などの稼働時間による積算のものにつきましては、今、想定降雪量のプラスマイナス20パーセント以内については、設計変更を行わないというか、それ以上になったとき設計変更の協議をしますということになります。

古沢委員

つまり、このままいったら設計変更しないで済むというふうに言っているわけですが、実態に全く合わないようなこんな推計値を基にして、業者を泣かすようなことはやめたらどうかと私は提案したいのです。委託業者の経営安定というのは、これらイコール冬の暮らし、車道安全確保ですから、そういった点で提案したいのは、平成10年から14年が当面今年、来年からはより合理的な設計の在り方を検討していただくにしても、今年は最大積雪深は公式記録できちんと管理されております。10年から14年の平均最大積雪深は111センチ、今年は153センチです。積雪深の比較で言えば、137.8パーセントというふうに異常な積雪深を記録している年なのです。これを例えば一つの基準にしながら、今年の場合は設計変更があるやなしやというのを検討してみてもどうですか。

(建設)維持課長

今、積雪深での設計変更ということなのですが、今回、基本的には仕様書に基づいた形での降雪量についてまじうたっています。それについては、明記しておりませんが、我々現場サイドとしての積雪深と降雪量との作業に対する考え方なのですが、積雪深というのが雪の積もっている厚さということなものですから、どちらかという排雪作業に大きな影響があるものではないかと。逆に言えば、排雪の量に影響があるということで考えています。除雪の作業につきましては、日々の除雪の作業の回数ということなものですから、シーズンの雪の降る量、すなわち降雪量、その方に関係してくるということで考えております。そういうことなものですから、積雪深につきましては我々考えています排雪作業につきましては、これは設計変更の協議事項になっておりまして、それについては協議をするという変更の対象で現在考えています。

古沢委員

例えば、推計値を含んだ10年から14年の5か年の降雪量平均545センチ、これを基準に今年は設計しています。車道除雪の場合は、1種であれば出勤回数はだいたい何回、2種であれば何回というふうに設計していくのだと思うのですが、そうであれば、真ん中の推計値をそのまま使うとしたら、来年どうなるかということ、1年変わるだけで、平成11年から15年のあなた方が管理している降雪量の平均値は70センチ以上も下がるのです。4メートル72センチまで下がるのですよ。だから、4メートル72センチを基準にして出勤回数などを設計していく上で決めていくのです。市民にとってみたら、極めて不安なのです。安心確保できるかということなのです。その根本のところにあるのが、つかみの数字でしかないと言ってもいいような累計降雪量です。異常な大雪にもかかわらず、有人観測していたときと比べてみても、最後から2番目の降雪量でしかないという状況なのです。このところに最大の疑問を解くかぎがあるのだと思うのですが、いかがですか。

(建設)維持課長

15年度の設計に当たりまして、10年度から14年度までの降雪量を利用して想定値を決めております。その中で今年度につきましては、10年度分が有人のデータを使いまして、11年度、12年度、13年度、14年度ということ

4か年については無人のと現在やっている方法でやっております。来年度につきましては、1年ずれるということであれば、すべて無人のデータということでございます。降雪量というのですか、気象のデータというのは同じところで継続的に記録しているそのデータを用いることが一番いいということで考えておりますから、当然場所を変えるということでは考えておりません。そこで、今測候所の方ではかって出しています測候所の値を基準とすることではと考えております。その中で来年度以降、無人のデータを常に使うことであれば、それはそういうデータを使うということでいいのではないかと考えています。

古沢委員

無人のデータが異常に少ないから聞いているのです。異常に少ないから。だったら、札幌管区気象台の相談室も表だってこれで議論するなという数字なのです。

(建設)維持課長

今、降雪量が少ないということで、我々はこの降雪量1センチに対してどれだけ走るということではなくて、それだけの降雪量があったときにどれだけ稼働しているかというデータを業者からもらっております。これが13年度総合除雪になってからもらっておりますので、そのデータ、言うなれば13年度からの降雪量に合わせて、どれだけ稼働しているかというデータももらって積算することですから、少ない降雪量で走っている量が実際にそれだけ走っているということであれば、それと同じ、そのデータを使った形で降雪量のときにどれだけ走るかということ想定することになります。

古沢委員

これをどうやってまとめたらいいのかな。見解の相違というか、雪に埋もれるのは市民だし、しかし市はまだ4メートル台、市長は自分の庭で実測しているようですから、5メートルいったと言っているのですけれども。それでは、どうしてもこの平均降雪量を車道除雪等の設計変更の基準の柱にするのであれば、札幌みたいに実測しましょうよ。ちゃんとどれだけ降ったかということをきちんと合理的に説明のつく観測の仕方をしましょうよということ提案しているのですが、どうですか。

(「水増しせと言っていないのだから」と呼ぶ者あり)

4メートル台なんてだれが信じますか。

建設部長

先ほど来話してますように、私どもとしては確かに無人のデータで測候所からデータをいただいて、これは従前からずっとそういう形でデータとして申請していただいております。今お話がありましたように、札幌市も確かに中央地区では気象台では519センチということの中で。

古沢委員

積雪深は。

建設部長

積雪深はちょっと。

古沢委員

110センチぐらいでしょう。

建設部長

そのくらいだと思いますけれども、降雪量については中央地区を含めて、各ステーションではいろいろな地域によりまして、数字としてはいろいろな数字があるわけですが、今お話がありました小樽市の場合、地域的には札幌市の1区ぐらいのエリアとしてとらえた場合には、今、ゴシックにある気象台のデータでうちの方で設計としてやってきてございますので、そういう形でとらえるのが今までと同じ考え方でいけるということでやってきています。

今お話のありましたように、地域ごとにどうなのかという話ですけれども、これによっては山間部とか平地はとかということで、札幌のように異なってくるのではないかなと思いますけれども、ただ、私どもとしては平均的にその設計の段階では過去から使ってきているデータで設計を組んでいますので、今お話のように多少地域によって差異はあるかもしれませんが、今後ともそういう形で進めていきたいとは思っております。

古沢委員

まとめですが、合理的な方法を検討しましょうよ。受けた業者は、もう2月の段階で今年の分100パーセント突破した。油代は上がるし持ち出しが多い。3月に雪が来られたらもう足が出るどころでないと思鳴を上げているのですよ。この雪で体力を落として、来年この総合除雪体制に参加できるかどうか、手を挙げることさえできない業者だって生まれるかもしれないという、そういう状況になっているのです。これは業者の経営安定と同時に、そうした業者の除雪体制によって、市民の足を確保するという、安全を確保するという、大事な問題ですから、私は尋ねているのです。市長、これ、合理的な方法を検討するということについては、どうですか。その中には市長のところみたいに実測するという方法も一つの選択肢としてありますよ。いかがですか。

建設部長

今お話のありました前後20パーセントの枠というのは、今年でいいますと、5メートル45センチでいきますと、上の方が654センチ、下の方が456センチ、その程度になりますけれども、今お話のありましたように、5メートル45センチから上に行きますと、回数というのはうちの方である程度、例えば1種、2種含めて設計では決めていますから、それ以上降った時には、当然出勤してもらおうということになるわけですけれども、うちの方で5メートル45センチの中で下回った場合については、逆に回数は業者の方としては少なくなることも、これは出てくるかと思えます。そういったことから、毎年毎年の降雪量、これも推計でなかなか難しいものですから、我々としては設計をした今言った想定量から前後、上下という中でともかく対応していただきたいということで、これについては先ほども話しましたように、うちの方の設計の段階で業者の方々にそういった内容を説明し、そして作業方法についても理解を得た中でうちの方の除雪の企業体として参加していただいておりますので、その辺は我々としては業者の方も理解していただいているのかなと、このように思っています。

古沢委員

理解しているかどうかね。このデータを持って行って業者のところを回ってごらんください。皆さん理解してくれますか。業者の皆さん、オペレーターの皆さんなんか、実際に雪と戦っているから、暮らしている市民もそうだけれども、その第一線で雪と戦っているから、こんな数字はだれも信じない。しかも部長は過去と同じ方法でずっとやっていきたいと言っているのだけれども、今回平均を求めたのは、10年から14年、来年平均を求めるならいよいよ無人観測、推計値の領域に全て入った平均値で4メートル70センチくらいの基準値で設計している。これが合理的な方法かというふうに私は言っているのですが、検討するということもできないのですかね。

助役

この総合除雪体制も4年目に入るといって、これはよりよい方法といいますが、お互いに合理的な方法の中でやっていこうということで、要するに除雪の体制なり中身を向上させるという目的でやってきています。ですから、今年は異常気象という中でこういう予期せぬこともいろいろ起きている、数字的な、今ご指摘のあったようなことも起きていますので、これは一度検証するというか、そういう形は必要なのかな。まあ、いずれにしても、よりよい方向で市民生活のためにやっていかなければなりませんから、そういうことで一度検証してみたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

横田委員

時間も押していますので、所管がまたがる問題だけ質疑させていただきまして、それ以外は後の委員会の中でさせていただきます。石狩湾の関係におきまして、お答えの方よろしくをお願いします。

石狩湾新港地区の開発について

石狩湾新港地区の開発に関してですが、昨年第1回定例会でも簡水とか、水道事業のことをお聞きいたしました。16年以降の企業団、この出資金と負担金なのですが、このうちの3分の1を小樽市が負担するというふうな予算になっています。それは我々が思うには、当然、石狩湾新港の事業には賛成の立場ですが、道の事業という大前提がありますので、これを小樽市が3分の1負担するのではなくて、全額道が負担するのは当然ではないかなと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

(総務)企画政策室長

今、企業団への負担についてご質問がございましたけれども、私ども北海道との協議の中で、当然新港地域の開発につきましても、北海道が指導的に進めてきたというそういった点を考えまして、その負担割合をどうするかということについて協議を行ってまいりました。若干経過について触れさせていただきたいと思っておりますけれども、昭和51年に石狩湾新港地域開発の事業主体等に関する基本方針というのを、北海道が定めてございまして、この中で事業費の負担については、原則として事業主体が負担することとし、国土利用計画法により土地の販売価格に算入できる範囲を限度として石狩開発株式会社が負担すると、こういう基本方針が定められております。経済状況が変化をいたしまして、宅地の造成費、そういったものを土地の価格に加算できなくなった。そういったことで、石狩開発が負担するという前提が崩れたわけですが、基本方針に基づきますと、水道事業の事業主体というのは小樽市になりますので、小樽市が負担するというようなことになるわけですが、過去に北海道と協定書なり覚書というのを交わしてございまして、その中には北海道が小樽市の財政運営には支障を与えないのだという条項が盛り込まれておりましたことから、私どもとしては、その条項の取扱いについて北海道に対しては強く主張してきたところでございます。その結果として、最終的に北海道が3分の2、小樽市が3分の1ということで負担するというものになったものでございます。

横田委員

たしか15年は負担なしですね。16年が2,500万円でしたね。今回は、そうしたら、予算書に出ていますけれども、ちなみに道と小樽市はどのくらいの負担になるのですか。

(総務)企画政策室長

今回の補正の中でも変更してございますけれども、2,500万円という部分を北海道が3分の2ということになりますので、1,700万円ぐらいの負担を北海道がしていただく形になり、残りの3分の1、830万円ぐらいでございますけれども、それが小樽市の負担ということになります。当初の予算では、その負担割合がまだ決まっていなかったもので、2,500万円から市からの貸付けという形で予算を見てございますけれども、負担割合が決まったということで、そういうわけで補正をさせていただいたということでございます。

横田委員

17年度、2,500万円ではない。

(総務)企画政策室長

17年度の負担でございますけれども、予算書を見ていただくとわかるかと思っておりますけれども、道の支出金については2,570万円、これが道からの3分の2の金額でございます。

(財政)財政課長

お尋ねの件につきましては、17年度は小樽市では3,858万5,000円出しまして、道から2,572万3,000円、小樽市の負担は1,286万2,000円、このようになっております。

横田委員

読み返してもそうなのですが、実質的に2,500万円から1,200万円ですから、昨年に比べると半分なのかなという気がします、この道が3分の2にしたら、これからはずっと持つのかという、心配というか、そういうものがあるのですが、どういう協議をされたのですか。何かその辺で例えば何年、24年までですか。当別ダムは。この辺のちょっとしっかりしたものがなければ、また協議の途中で、いや事業主体がということになれば、小樽市だけになってしまつては、それはこの大変なときですから、その辺をしっかり道との協議の結果を教えてください。

(総務)企画政策室迫主幹

今お尋ねがございましたのは、将来にわたって北海道の3分の2がきちんと負担していただけるのかどうかというお尋ねだったかと思うのですが、実際、石狩西部広域水道企業団の方から、石狩湾新港地域の小樽市域に水が供給されるようになるまでの間は、きちんと北海道には約束どおり3分の2を負担していただけるというような形での何らかの形の文書は残したい、そういうようなことで、現在、北海道と協議させていただいているところです。

横田委員

まだ、それは文書はないのですね。

(総務)企画政策室迫主幹

はい。

横田委員

それをちゃんとしていただかないと。それ話し合つて、その辺しっかりとお願いします。

簡水の方の収支不足もありますね。当然、数社の収入が入ってきていない、負担が増えているということで、それも合わせる。それから、この負担金も1千数百万円あるということで、なかなか支出を抑えていくのが大変かと思うのですが、つまり収支不足も含めて、どのようにして好転させていくのかというのは、ちょっとそれ私は心配なところなのですが、何か策はありますか。

(総務)企画政策室迫主幹

一つには、これまでも水道事業団の方には強く要望してきているところなのですが、送水施設とか浄水施設とか、そういった建設コストにかかわる、そういったものの縮減を図っていただくということが、本市の負担の軽減を図るために必要となってまいりますので、ひとつそういった施設にかかわるいっそうのコストの削減というものを、まず求めていきたいと思つています。

別の観点から申し上げますと、この銭函4丁目の地区におきましては、現在用途の変更作業が進められておりまして、3月中には工業専用地域から準工業地域に用途が変更になってまいります。そうされますと、今まで以上に立地ができる業種の幅というのが広がってくるわけでございますけれども、収支の改善を図るためには、やはり水を使つていただくということも非常に重要になってまいりますので、その地区への企業の誘致というものを北海道なり土地を持っております石狩開発とも連携をしながら、そういった努力をしていきたいというふうに考えてございます。

横田委員

そこで、先日、報道もされましたけれども、銭函4丁目の地区の舟券売場の話が出ておりました。これは報道だけでは詳しくわかりませんが、小樽市に正式にここに出させてくれ、あるいは出たいという話はあったのですか。

(総務)企画政策室迫主幹

現在までは、正式に私どもの方に対して申入れがあったという事実はございません。

横田委員

正式にはないけれども、何か話が。工業地域から準工業地域に用途変更をするというのは、都市計の中でもやっていますので、そういう話になるのだというのは既に皆さん方も報道もされていますのであれなのですが、具体的にこの用途変更というのは、どういう時期、手続でなされるのか、はっきり言ってわからないのですが。

(建設)都市計画課長

用途変更につきましては、道の決定でございまして、道の都市計画審議会です承されております。その後、道において国土交通大臣の認可を得まして、3月下旬に決定告示されると聞いております。

横田委員

用途変更されると、どうなるのですか。舟券売場は無条件に建てられるのですか。

(総務)企画政策室迫主幹

実は、場外の舟券売場の設置につきましては、モーターボート法の施行規則などによりまして、施設の設置に係る基準みたいなものも示されてございますし、また通達によっては、例えば議会をはじめ地域の自治会といたしましうか、そういったものとの地元調整というものも求められておりますから、用途が変わったからといたしまして、直ちに場外の舟券の発売所ができるということにはならないというふうに考えてございます。

横田委員

私どもも企業誘致、企業なんていうことは別にしましても、そういった誘致が必要という話もありましたし、先ほどの水道に関して言えば、日量300トン、その辺で使っているのは。この舟券売場はどれくらい水を使うかわからないけれども、こういった企業が出るに当たって、いろいろな経済効果もあるだろうし、水道の関係だけでもあるだろうと。これがもし正式に申込みがあった場合、小樽市はどんなふうに対応されますか。

(総務)企画政策室長

正式に今申出があったらということでございますけれども、まず今の銭函4丁目地域の土地利用の変更の中で、やはり一番言われているのは企業誘致の促進という部分が一番大きな課題であります。そういう中で、こういう業種業態が進出した場合、今後の企業誘致に対してどのような影響があるのかということを考えていかなければならないです。そういう意味からすると、あの地域に進出している工業団地の方々は、どのようなとらえ方をするか。また、石狩開発という土地の所有者がどのような考え方をするかということも見極めていかなければならない。それと、この舟券売場ということで防犯的な問題とか、交通的な問題、さらには環境問題とか、それぞれさまざまな課題もあるかなというふうに思っております。そういう課題の整理も今後していかなければならない。この銭函4丁目は石狩市、札幌市とも隣接している地域でございますので、これらの近隣市のとらえ方といたしまして、その辺などいろいろな角度で検証して、対応していかなければならない課題でないかなというふうには思っております。

横田委員

ちょっと情報が少ないので。我々も判断がまだできないところですが、正式な申入れの状況はもちろんでしょうけれども、できるだけ舟券売場についての各種の情報をいろいろ提供していただきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

佐藤委員

ごみ袋の入札について

ごみ袋、この入札をしたと聞いているのですけれども、いつ行われ、どのような経過だったか、かいつまんで教えてもらえますか。

(財政) 契約管財課長

ごみ袋の入札ですが、今回、市内にあります金物雑貨に登録している業者、57社の新登録がありましたけれども、その中で受注できる業者を確認したところ、最終的に12社が受注できるという回答を得ました。そして、今回のごみ袋の購入は金額的に見ても決して少ない金額ではありませんので、ある程度高額な買物ということがありますので、市内業者の受注機会の拡大を図るということで、分割にできるか検討いたしました。12社でありましたので、一つの入札で6社ほどあれば、公正性とか競争性も働いて入札が整うだろうというふうに判断したため、二つのグループに分けて、入札を行い受注機会の拡大を図ったということであります。

契約につきましては、平成16年11月9日に行ったものであります。

佐藤委員

業者がたくさんというか、業種もありますから、事務用品なんかもあったと思いますけれども、金物雑貨に絞った理由というのは、どうなのでしょうか

(財政) 契約管財課長

うちの方で業者登録している業種というのがけっこうあるのですけれども、ごみ袋の場合は、金物雑貨の業種の中に該当するというものを決めておりますので、その中でも57社という、ある程度業者数もありましたので、その業者から指名したということでございます。

佐藤委員

この6社というのは、任意で、それとも抽選か何かで分けて、どのような形になったか、その6社ずつ教えていただきたい。

(財政) 契約管財課長

このグループ分けにつきましては、やはり公正性を確保しなければならないということですので、業者の方に集まってきていただいて、抽選でグループ分けをいたしました。

佐藤委員

業者名は全部言えとは言いませんけれども、それでいわゆる入札の結果、けっきょく2回やったけれども、不調に終わったのですね。それで随意契約したと聞いておりますけれども、そのいきさつについて教えていただきたいと思っております。

(財政) 契約管財課長

今回、入札を行いました。2回行いましたが、2回目も落札者がいないという結果になりました。それで、2回目を行ったときに、辞退するという業者がある程度出てきました。その関係で、これはもう3回目をやっても難いだろうというふうに判断しまして、入札参加業者の了解をとりまして、2回目の最低価格の業者と随意契約に向けて協議したいがどうかということをお話しして、了承を得ましたので、2回で入札を終わったと。その結果、その最低価格業者と話し合いをした結果、予定価格の範囲内で受注はできるということになりましたので、最終的に2回目の最低価格の業者と随意契約をしたということです。

佐藤委員

けっきょく予定価格よりかなり高かったということでしょう。この予定価格の算出の仕方というのは、原課でやっていたのか、あるいは契約でやったのかわかりませんが、どの程度差があったのでしょうかね。

(経済) 契約管財課長

予定価格につきましては、環境部が原課ですので、ごみ袋の実際の市況価格というものがどのくらいのものかというのを環境部なりと相談して最終的に決めたわけですが、この当時、昨年はこの原料が年に数回高騰したというような原因もありまして、いろいろ数も単価もだいぶ高くなっているということもわかっていましたけれども、それで予定価格を決めたわけですが、残念ながら入札の2回目では落ちませんでした、その後の業者との話

合いの中で、何とか予定価格の範囲内で契約はできたという結果になっています。

佐藤委員

契約の方はそれでいいのですけれども、燃やすごみですけれども、385万枚刷ったということなのですから、これは1年分に当たるのですか。どのくらいなのです。

(環境)間瀬主幹

ただいまのご質問でございますが、今回私も想定してつくりましたのは、来年の8月ぐらいまでもたず意味での量としてつくらせていただきました。来年の秋ごろまで。

佐藤委員

1年以上ですね。

(環境)間瀬主幹

来年度、17年8月まででございます。

佐藤委員

ということは4か月分。3月からやるのでしょうかけれども、実質使うのは4か月分ということでもいいのですか。この後の発注はいつするのですか。

(環境)間瀬主幹

9月以降の発注につきましては、来年度に入りましたら、私も準備をし、来年度におきましては、議決等の金額等の関係もございますので、6月以降の発注になるかと思われます。

佐藤委員

燃やすごみだけで単純に計算したら、1,500万枚ぐらいは刷らなければいけないということになりますね。代表質問で単価出していただいたのです。これがひどく高い。驚くほど高いですね。いろいろな方途もあるのでしょうか。この単価でいったとき、燃やすごみだけで385万枚で2,936万円、帯広市と室蘭市を出してもらうのは、時間がないですから私の方で知っていますので。帯広市の価格から見たら、同じ枚数つくったとしても1,857万円高い、室蘭市の価格から見ても570万円、これかける4なのです。この高い理由というのはわかりますか。4ということは1,800万円だから約7,000万円から8,000万円、年間にかかる。これは燃やすごみだけです。この理由は、

(環境)間瀬主幹

昨年の9月に公明党佐藤議員の方に帯広市、江別市、室蘭市、函館市についてのごみ袋の製作枚数と単価予算について資料をメモとして出ささせていただきました。これらの帯広市、江別市、室蘭市、函館市における単価につきましては、平成16年度の4月から5月にかけての契約の単価でございます。その後、先ほど契約管財課長からも説明がございましたが、ナフサの高騰によりまして、6月30日に1回上がり、また10月4日に上がり、そして今年度に入りまして1回上がるということで、だいたい1回の割合でナフサの高騰が10パーセントずつも上昇を続けてございます。そういう中にありまして、私どもの調査であります、釧路市におきましては、小樽市と全く同じ4月にスタートするということでありまして、この中におきましては、40リットルにつきましては、10円85銭という、また30リットル9円5銭、20リットルであれば7円55銭、10リットルでいけば5円60銭という、それぞれ枚数的なものにも違いがございますが、大きくは先ほどの委員の挙げられた単価につきましては、平成16年の4月ナフサの高騰がまだ大きく影響を及ぼしていないときの単価ということで、私も調査してございます。

佐藤委員

いろいろなことを言うけれども、そういう話ではないでしょう。この価格は函館の単価とほとんど一緒です。函館市はこの単価です。何も変わっていないでしょう。函館方式だから函館市の単価と一緒だったのでしょうか。

(環境)間瀬主幹

単価というのは、あくまでもそのときの原料の価格に比例するものでございますから、全く小樽市と函館市が5

リットルから40リットルまでの5種類ということは同じであります、まず一つにはその単価を決めた時期が函館市と小樽市におきましては、約半年以上の時間の差があるということ、それから函館市におきましては、枚数においては小樽市よりも多い枚数でやってございますので、若干その点の単価の差が幾分ございます。大きくは先ほど言いました函館市の単価を決めた後のナフサの高騰が原因となっていると思われま

佐藤委員

いつもそういうことで、すり替えてくるのだよね。この次の発注をもっと多くしたらどうですか。いわゆるロット単価というのは、つくればつくるほど安くなるのです。このぐら

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

まず、市長の政治姿勢の問題です。

防犯カメラについて

一つは、防犯カメラの問題です。これについては、50台ほど小樽市の施設関係、土地関係にあるけれども、一部の市の施設において防犯の必要性から録画していると、こうお答えいただきました。けれども、この録画のフィルムの取扱いや、あるいはそれらの防犯ですからそういう問題が当然出てくるわけですが、しかし外部には情報が漏れないように保管しています。だれも必要なものは保管していると思うのですが、それほど外部に漏れないようにするためには、やはり市長自身もプライバシーの個々の問題から、そういうような一定のルールをつくることも必要だと思

総務部長

市長が本会議でお答えしたのは、一つにはプライバシーうんぬんということよりはカメラの設置、それからその運用、こういうものが現在50か所ありますけれども、具体的なものはさらに録画的なものは5か所しかないということの中で、その設置等について他都市がどういう状況なのかは検証してみたいと、こういう答弁をしたと思

武井委員

他都市を参考にするのはけっこうですが、もう既に他都市でやっているところもたくさんあるわけですから、それらを見て、小樽市が足踏みをするのではなくて、一步一步前に進んだ、これはそんなに私は市の財政にあまり大きな影響を与えるような内容ではないと思うのです。幹部の方々が集まって相談したら、恐らくいい知恵が生まれると思

会の防犯の問題がいろいろあるようですから、これはひとつ教育長の方もフィルムの取扱いについてなど、当然いろいろな問題がありますので、それらのルールに対する考え方があったら教えてください。

教育長

先日お答えしたのですが、教育委員会のカメラは、ビデオのテープがつくようなしくみでなくて、そのときそのときお客さんに対応できるようにテレビに映るものがございますので、記録化することはできないもので、市のほかのものと違う構造になってございますので、ご理解をお願いします。

市長

本会議で一定の原則を定めたいというふうに答えましたので、そういう方向で進めていきたいと思います。

武井委員

札幌五輪の誘致問題について

次に、札幌市の夏期の五輪の誘致問題です。市長が市長という立場と新幹線誘致の期成会の会長という二つの任務を持っています。お答えいただいたときは、期成会の会長の立場でお答えになったような感じがいたします。ただし再質問でお伺いしたときも、私はそういうふうに新幹線の期成会の会長の立場としていいというふうに受け取ったから、そういった立場だと、そういう再質問でも答弁いただいています。

そこで、私はもちろん両方あるわけですが、札幌市の地元の人たち、札幌市あるいは道知事を含めて、小泉総理大臣のこの言葉には歓迎していないのです。非常に困っている。私もこれをいろいろ調べてみましたが、早ければ2016年を目指して、それと遅くても2020年、ここへ向けてやりたいというような意向があるようです。そうしますと、2016年になった場合、平成20年ごろはもう既に工事その他新幹線も含めて入っていなければならない。どんなことをしても8年から10年、こういうことになってくると、これは知事と札幌市もそうですけれども、非常に今各自治体は財政に苦しんでいます。こういうのに新幹線問題の地元負担の問題あるいは五輪誘致の地方自治体にどういった負担が来るか知りませんが、これはゼロではないと思います。非常に市民にとっても重い負担になると思いますが、それに対して市長は、まだ期成会の方も早く新幹線来いと、五輪も来いと、経済に大きな影響があると、こういうふうにお思いですか。

市長

まず、北海道なり地元の札幌市がどういった動きをするのか。そこが反対しているのに小樽市だけ手を挙げるといっていきませんから、そういう地元の方でどういった方向を示すのか、そういった状況を見て、それにぜひ小樽市も応援してくれということであれば、応援することはやぶさかでないと思います。

それから、新幹線の問題はお答えしたとおり、もしそういう動きであって開催が決まれば、新幹線の建設も促進されるのではないかと、そういう観点で話しを申し上げたので、その辺はひとつ誤解のないようにしてください。

武井委員

もう一度確認しておきますが、市長は積極的に五輪誘致については歓迎しているのだということではないと、こういうふうにとってよろしいですか。

市長

ですから、地元の方がぜひ札幌市に誘致したいということで、小樽市もそれに協力してくれという要請があれば、それは応援したいと、そういうことです。

武井委員

非常に苦しい答弁だと思います。

この市の財政問題、何も市に財政がかからなければいいのです。市の財政が今ひっ迫しまして、職員の給料も7パーセントカットしなければならないというようなこういう時期に、何とか財政立て直ししようというときに、五輪と、この騒ぎは私はないと思うのです。ですから、それを協力してくれ、ああ、いいです、そういうわけにも、

それこそ他都市の状況を見なければならぬことでないかと私は思うのですけれども、やはり私は小樽市の現状と  
いいますか、状況といいますか、立て直しといいますか、それがまずイの一番、何をさておいてもイの一番。そし  
て余力があったならば、それはたまたま2016年でなくて2020年になったと。それで遅れたと。小樽市の財政もま  
あできた、というような時期を見ての立場のお考えなら、これまた理解ができますが、何かそのあたりの時期  
的な問題も含めて今のような答弁というふうに向っていいのか、ちょっと疑問なので、もう一度お願いいたします。

市長

オリンピックで、もし仮に札幌市で開催が決まったと。誘致をすると。その場合に、では、小樽市の役割がある  
のかないのか、そこもあるのです。札幌冬季オリンピックのときは、練習会場として小樽市が指定されたよう  
ですけども、そのときは既存の施設を使ってやっていたから、大した費用はかかっているとは思いません。ただ、  
夏のオリンピックとなりますと、相当種目が多いわけですから、どういう役割分担というか、札幌市だけで  
できるのかどうかという問題もありますから、これは広いエリアの中でたぶん開催、いろいろな施設をつくって  
いこうと思っておりますから、そういうこともありますから、今からここで賛成とか反対とかというのではなくて、  
北海道としてこれは誘致すべき問題というふうになれば、それは相当な経済効果もありますから、小樽市として  
北海道がやるというのに小樽市は反対というわけにはいきませんから、それは必要な応援はしていくべきもの  
というふうには思っています。

武井委員

いや、ですから、私は先ほど言いましたように、北海道知事も札幌市長も小泉総理大臣が国を挙げてそういう  
ふうということについては、非常に喜んでいないわけです。非常に苦しい苦渋の態度を示していると報道されて  
います。ですから、そういうふうには地元でさえ、道でさえ、そういう格好ですから、何か周りの方が一生懸命  
持ち上げているような感じになるので、もし道がそうだとすれば、誘致に賛成というふうには思っているの  
であれば、小樽市も影響があるから賛成だと、これはわかります。ところが、先ほどの冒頭あるいは代表質  
問でも述べていますように、道そのものも札幌市そのものも歓迎していないと、こういう立場の中であ  
って、小樽市長としてはどうか  
など、こういうお尋ねをしているので、このところどうですか。

市長

地元の方が歓迎していないのであれば、当然私の方は静かにしております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

最上小学校のグラウンドの問題とそれから個人情報保護条例について、その2点について絞ります。

最上小学校のグラウンドについて

それで、最上小学校のグラウンドの問題ですけども、質疑の関係で全部省略して私が申し上げますと、昭和62  
年、最上小学校が改築されまして、それでグラウンドが日増しに猛烈な砂じんを巻き上げるわけなのですが、その  
結果として、現在グラウンドで野球とかいろいろな競技をしますと、グラウンドから石が出てきて、非常に子ども  
たちが危険な状態になって、最上小学校では非常に問題になっています。それで、その石が出てくる原因は、グラ  
ウンドがすり鉢状に減ってきていまして、明快にグラウンドの縁の部分と中央の部分とが一目でわかるだけ差があ  
ります。そんなことで、恐らく推測としては最初に基礎の部分に石が入っていて、それでその上に乗せた土が全部  
なくなってきたと、そういうことだろうと思っておりますが、それにつきまして雪が解けましたら、早急に現地調査をし  
ていただきたい。それから、その現地調査の結果について、また報告をいただきたいと、そういう要望ですが、い  
かがでしょうか。

(教育)総務管理課長

最上小学校のグラウンドの状況については、昭和62年にできまして、最近土砂が流されているということがわかって、平成15年、16年ともに3.5立方メートルほどの土を入れてございます。グラウンドですので、子どもの体のこともありますので、あまりかたくしてもいけないということで、あまり深く転圧しているわけではございませんので、また風で飛ぶというような状況は毎年あるかと思えます。今、大橋委員のご指摘のあった件については、雪が解けて春になったら、再度見てみたいというふうに思います。

大橋委員

個人情報保護条例について

それでは、個人情報保護法と個人情報保護条例についてなのですが、実は今、民間ではいよいよ個人情報保護法が施行されるということで、いろいろな企業が非常に社員に対して、どんな形でこの問題に向かうかということで工夫をしております。情報の取扱責任者を決めたり、それからその情報に関する部分をつい立てを立ててのぞけないようにしたりとか、それから事務所を訪問してくる人をそこに入れなかったりとか、非常に不便な状態になるのですが、それでもそれをしなければならぬという、民間ではいよいよ始まっております。それに対して、市役所の方では、個人情報保護条例をつくる作業が遅れていると聞いていますので質問するわけですから、まず、今非常に問題になりました宇治市役所の訴訟の例について、教えてください。

(総務)田中主幹

お尋ねの宇治市の件でございますけれども、宇治市の住民情報データが流出したということで、1998年に宇治市が乳幼児の健診システムの開発を民間業者に委託した際に、住民基本台帳の情報を基にしたシステム用の個人データ約22万人分でございますけれども、それが再々委託先の業者のアルバイトが不正にコピーをして、名簿業者に販売したことにより流出して、それがインターネットで不特定多数に販売されたと。この件でプライバシーが侵害され、精神的な苦痛をこうむったとして、同市の住民の方3名が宇治市とその民間業者に対し損害賠償の提訴をしたという事件でございます。

大橋委員

提訴の要求金額についてはわかりますか。

(総務)田中主幹

それぞれ裁判上で幾ら求めたかという部分でございますが、今ちょっと見ておりますけれども、それぞれたしか30数万円を求めて、最終的な判決では市側の方については、1人当たり慰謝料として1万円、それと裁判費用5,000円、それが最終的な部分で判決では出たというふうに押さえております。

大橋委員

この問題で、額も大したことないのですけれども、要するに公表義務がガイドラインで今度決められましたので、非常にそういうことをすると信用を失墜するという問題が起きます。それで小樽市の場合に、同様といたしますか、そういうような名簿を外部に出す形で何か作業をするといいますが、そういうふうなことは起こりえますでしょうか。

(総務)情報システム課長

小樽市の場合で新しいそういう業務システムとかを開発する場合、現在、職員とそれから業務委託でSEというプログラマーが市役所内にいまして、その者が作業するという形で、そういうテストデータ及びそれに類するものが外部に持ち出されるということではございません。

大橋委員

それから、これは医療関係者が非常に悩んでいることなのですが、今まで小樽市の方から医者とか薬局に対して個人データの提供を求められ、比較的役所に対して返事するのだからいいだろうということで返事をしておりまし

た。これからはどういうふうにしてその問題に対応したらいいかということで、医者や薬局関係も悩んでいますけれども、その点については、市の方はどういう考え方を持っているのでしょうか。

(総務) 田中主幹

今のお尋ねの件は、医療関係者に対する取扱いということですね。

大橋委員

保健所とかいろいろなところで電話とかそういうことでデータの提示を求めますね。

(総務) 田中主幹

そのことにつきましては、厚生労働省からそれぞれ各分野での取扱いについて指針が出てございますけれども、特に医療関係者の部分につきましては、保健所も通してそのような指針等が出てきておりますので、このことも含めてそちらの指針に沿った対応といいますか、そういうような形で対応していただきたいというふうには考えてございます。

大橋委員

医師とか、薬局の方とかは、その指針に対応した対応の仕方というのが何だかわからないのでどうしたらいいのだろうということ今悩んでいるのです。

(樽病) 事務局長

私もこの個人情報保護につきましては、若干情報収集しておりますので、今のところ、例えばうちの病院ですと、例えば市役所内保健所で提供するデータの中身の問題もありますけれども、これからは基本的には本人の同意というのが必要だということにはなるうかと思えます。それともう一つは、ある程度公に個人情報がデータの的に使われている。特に端的に言いますと、院内で個人の情報がいろいろな統計的に使われている。これは院内表示をしなければならぬ。同意を得るといよりは、こういうことで患者の情報を使用していますということで院内掲示をするという方向になるうかと思えます。

大橋委員

まとめですが、先ほど冒頭言いましたように、小樽市の場合に条例をつくるのが遅れているというふうには私思っていますが、これにつきましてどうして遅れているのかということと、それから今後の見通しについて教えていただきたいと思えます。

(総務) 田中主幹

今お尋ねの条例づくりでございますけれども、現在小樽市が持っている条例としましては、電算処理に係るものの個人情報保護条例というのがございます。その部分の見直しにつきましては、今の個人情報保護法及び行政機関のいわゆる個人情報の保護に関する法律等がございますので、その趣旨に沿った罰則等も含めた改正に対応しなければならない部分がありましたけれども、それと同時に小樽市で持っている情報公開制度、それと個人情報がある面では表裏一体、表裏の関係もございまして、その体制も含めて、見直しをかけなければならないということで、その準備等も含めまして、今回の部分で取組が若干出る状況がございます。それにつきましては、今後、条例改正等も含めまして、各機関の方にもご意見を伺いながら、めどといたしましては、来年の4月に両制度とも条例改正といいますが、その対応をしたいというふうにご考えてございます。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

市役所内での情報の共有について

まず、一般質問に即してお伺いしたいと思います。

私は今までも市長に対して危機感における共有はたいへん重要なことだというようなこととお聞きして、それに対するの共通認識は市長もお持ちだとは思うのですが、その中で、一般職員に少しでもそういう市長の思いとかが通じるように、このような予算特別委員会であったり、議会においてのやりとり、それから市長の言葉が直接職員の耳に入るべきではないかということで、スピーカーを通して常々配信すべきではないかという話を提案として話させていただきましたけれども、改めて市役所側の見解を伺いたいと思っております

市長

だれも手を挙げませんから、私から答えます。市のいろいろな動き、こういったものは職員にも伝えていくというのですか、それこそ情報を共有するといいますが、そういうことは非常に大事だと思っています。私もいろいろな機会があれば懇談会もしていますし、若手職員との懇談も今年度五、六回ほどやりまして、実際に市長室に来てもらって、いろいろな率直な話を聞いたり、市の現状を話しています。それから、職員研修も私も出ますし、それは収入役も出ていろいろな話をさせてもらっていると。昨日お話したように、庁内LANも使っているいろいろな考え方を示しているということでございますので、これからもそういう姿勢でいきますし、また今回のような財政危機の状況の中で、またいろいろな手段を使って職員にもこういった情報を提供していきます。

森井委員

そのような考え方の中で、一つの提案をさせてもらったのですが、それほど大きな経費がかかるものではないと思っていますし、そういう機会がさらにもっと多く増えるべきではないかという思いで提案させていただきました。今後も検討していただければというふうに思っています。

研修育成について

そんな中で研修育成というものが重要だということも質問させていただきました。研修費を実際見ると220万円、金額うんぬんだけの問題ではないのですが、私自身昨年滝沢村という、村の方にそういう考え方というか、講習とかを取り組んでいる自治体ということで見に行きましたが、300人強程度の職員にもかかわらず、1,000万円以上の研修費というものを盛り込んでいるのです。職員の人数の換算だけで考えても5倍近い職員が小樽市にいますから、それぐらいのことは行っていいのかなと思うのですが、まず内容を少し聞きたいので、今行われている研修の内容をお聞かせください。

(総務)職員課長

職員研修につきましては、これまで新規採用、中級、上級、監督者、管理者などを対象にした研修と、法制とか実務関係の研修、これらを内部研修として行ってます。それから、千葉県にある市町村アカデミー、それから江別市にある道立の研修所に派遣研修をしております。

森井委員

私は、特に今人件費削減という形でかなりの削減をしておりますけれども、それは財政再建という意味合いでその効果に当てることも確かに重要なのですが、その削った分、職員の意欲を高めるためにも、そういう研修費にもう少し私自身は回すべきではないかなと思うのですが、この点についてはいかが思われますか。

(総務)職員課長

予算のことは別にしまして、例えば職場内の実務上に係る研修、こういうものについては、いわゆるオン・ザ・ジョブ・研修というふうになるのですが、そういった仕事面での研修をこれから強化していかなければならないということが1点と、そのほかに民間などへの派遣研修、それから目的を明確にしたセミナーなどの受講を行って行って、できるだけ予算を使わないで効果的な研修をしていくべきだというふうに考えております。

森井委員

一般質問のときに、市長の答弁からいただいたように、民間との交流というか、そのような経営者を招いたりとか出したりとか、いろいろなことで今後考えられていくのだろうと思うのですが、やはり私自身、今財

政状況が厳しい中で乗り越えていくのは、先ほども話させてもらったように、市長と同じような思いを職員一人一人が感じられるかどうか、これというのはたいへん重要なことだと思います。ですので、実務的なものももちろんですけれども、意識改革につながるような研修ももちろんですが、特に経営の質に伴うような研修も取り入れていかなければいけないというふうに思っています。研修も無料のものもありますけれども、内容が濃くなればなるほど、多少なりとも金額がどうしてもかかってくるものもあると思います。しかしながら、そういう意識まで切り替えるには、なかなか市役所内における研修でそこまで伝わるのが難しいところもあるのかなというふうに思いますので、そういうところにももう少し予算というか、そういうことも当てていかなければいけないということも、改めて考えていただけたらというふうに思うのですけれども、改めて見解をお願いします。

(総務)職員課長

確かに、厳しい財政状況の中で、地方分権とか市民との協働などという新しい発想の下で職員が仕事を進めていかなければならないということで、そういった面で人材育成が必要ということは理解をしております。そのために、例えば特定の科目の大学への受講とか、先ほども言いましたけれども、必要があれば民間企業への派遣とか、そういうことを考えていきたいということで、当然その中で一部予算がかかるものが出てこようかと思えますけれども、それについては一般的な扱いではなくて、かなり特定して絞り込んで予算化していきたいというふうに考えております。

森井委員

ぜひ今後そちらの方の検討をさらに深めていただけたらと思います。

適正配置と市民意欲について

ちょっと質問を変えますけれども、危機的という意味合いでは同じなのかなと思うのですが、小学校の適正配置において、危機的といったら小学校の適正配置の計画そのものを保護しているような感じになってしまうかもしれないですけれどもそういう意味合いではないのですが、実際に小学校の適正配置にかかわって父母の方々というのは、自分の子どもたちが通っている学校がなくなるということが嫌だとか、又は自分の地域における地域コミュニティが消失するという意味では危機というふうに思っている方もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、その中で父母の方々かなりいろいろと勉強されるようになってきていると思うのです。それはもちろん適正配置というもののそのものもそうですし、教育という意味合い、又は時には小樽市の財政状況をまめに見るようになったりとか、そういう部分で勉強されるような形が増えてきていると思います。時には、自分たちの住んでいる地域の愛着というものを再認識して、まちづくりであったりとか、まち起こしであったりとか、そういうようなところまで気持ちが及んできているというような話も聞きます。同じ危機とは言いませんけれども、やはりそういうような意識がそういう父母の方々に生まれているということそのものが、すごく私は重要なことだと思うのです。

以前、学校適正配置等調査特別委員会の中で私から市長に対して質問をしたときに、市民意欲を高めることはそれほど簡単なことではないというようなことを聞いたのですけれども、私はそれだけ高まっている市民意欲というか、そういうものを個人的に感じ始めています。ぜひ、以前と同じ提案なのですけれども、そういう市民意欲を改めて認識する上でも、市長自身、その説明会に傍聴というか出席していただけることが、とても私としてはそういう意識を感じる上で重要ではないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

市長

今の質問は適正配置の説明会に私も出るという。

森井委員

はい。

市長

ちょっと立場上、私が出るとただ傍聴というわけにはいかないと思うのです。一般の人の中に入って聞いている

というわけにはいきませんから、これはなかなか難しい。先ほども議論がありましたように、教育委員会は独立した機関ですから、そこに行って私が説明するというのは非常に難しいのではないかと。別な機会であれば、問題なければいいのですけれども、この問題について直接出向くのは少し無理があるかなというふうに思いますけれども、ただ、今、市民意欲という話がありましたけれども、出前講座等でいろいろなテーマがたくさんありまして、前にも話したと思いますけれども、ある老人クラブの皆さんが小樽市の財政を勉強したいという、そういうこともありましたから、相当市民の皆さんの意識も変わってきているのだろうかという感じはしております。

森井委員

おっしゃるとおり、そういう場に出たくても出られないという状況も確かにあるかもしれないですけれども、その場で何かを話すとかということではなく、そういう状況を目の当たりにするだけでもたいへん心強いのではないかなというふうに感じていたので、提案させていただきました。

そんな中で、そういう意欲が高まってきているということは私としては実際感じますので、改めてその件について伺いたいことがあるのですけれども、実際に適正配置計画そのものが進んでいるのですけれども、私自身が思うに計画そのものが進まずとも、例えばそういう意欲が高まって小樽市の教育が着目されるようになり、教育を受けるのなら小樽市で受けたいというような意識が高まるということそのものが、本当は重要ではないかというふうに私自身は思うのですけれども、この点について教育委員会の見解はどうか。

教育部長

このたびの地域説明会を通しまして、さまざまな地域の方々、そしてさまざまな保護者からご意見等をいただきましたけれども、今、森井委員がおっしゃったような、これだけ子どもが少子化になったということ、そうしますと自分の住んでいる地域について、今後どういうふうなまちになっていくのだろうか、そういうようなまちづくりの観点に市民のそれぞれの地域の視点に立った方々も相当数おられるだろうと思うのです。ご質問の中身がそういうような内容のものもありました。そして、先ほどもお話がありましたけれども、小樽市の財政的な背景というものもどうなのだろうか、やはりそういう観点。今回のこの適正配置地域説明会が一つのきっかけとなりまして、自分たちのまちを今後どうしていこうかというような思いに立った部分も相当数私どもあるのではないかと思っております。

そういった中で、私どもの考え方としましても、そういうまちづくりの視点とかに当然立たなければなりませんけれども、今後まださまざまな皆さんのご意見、広く弾力的にお伺いする中で進めてまいりたいと、かように感じております。

森井委員

私の方から求めた見解とちょっと違うような気もするのですけれども、実際にそういう意欲が高まっていることは私としてはそのとおりだと思っております。実際に、適正配置そのものが今後計画されて、行われるというようなことは当然必要とは思っておりますけれども、その中でそういう意欲が高まっていることそのものというのは、小樽市にとっても教育委員会にとってもたいへんプラスになるべきことだと私自身は思っております。ですから、そういう意識が高まって、いろいろな教育のことにに関して勉強されたりとか、小学校適正配置に対して意欲を持って取り組んでいたりとか、そういうようなことが行われているその市民パワーというか、そういうものを生かすというのはたいへん重要ではないかと。

横田委員が一般質問において、学校運営協議会のお話をされていたと思います。つまりは、地域運営学校を立ち上げていくというようなお話だと思うのですけれども、市民の意欲がそのようなお話に絡んで、ほかの地域にはない動きが小樽市の中ででき上がるとか、そのようなことというのはたいへん小樽市にとってよいことだと思うのです。ですので、これからの適正配置の説明会において、そのような状況とかそのような市民意欲とか、そういうようなことにおいての観点も教育委員会としての視点としてとらえていただきたいというふうに個人的に思っている

のですけれども、この点について見解をお願いします。

教育長

おっしゃることはよくわかります。私は小樽のまちがまちとしてどんどんどんどん発展していくのには、やはり教育の力というのがなければだめです。その教育の中で人づくりをすることが何より大事だというふうに考えてございます。現在、生涯学習の観点から学校教育、社会教育が両輪となって進めてございますので、今、森井委員がおっしゃったように、いろいろな方の意見を聞きながら、まちづくりのための学校、まちづくりのための教育ということを念頭に、これからも教育を進めていかなければならないというふうに考えております。

森井委員

ぜひ、適正配置がよりよく進んでいただきたいというふうに思っていますし、さらには人口減少に伴って適正配置を進めるだけではなく、小樽市に魅力を持ってたくさんの方々が住んでいただくということが、最終的に市役所としても教育委員会としても向くべき方向性だと思いますので、その点についても考えていただければというふうに思います。

防災無線について

最後に1点、防災に関して伺いたいのですけれども、質問の中でNTTにおける一般電話が主系統になっているという話がありました。質問もさせていただきましたけれども、災害状況において、NTTの一般電話というのは一番効果が低いのではないかとこのように思っております。特に、去年台風がきたときもかなり電話において混乱もありましたし、内線も乱れたりとか、市民クラブの控室に「水道局ですか。」と連絡が来るくらい、何度も何度もばらばらの状況で電話が来たりとかもしていましたので、なかなかそういう一般電話が成り立っていない現状ではないかというふうに思っています。そんな中でそれを主系統としている何か理由があれば教えていただきたいのですけれども。

(総務)高野主幹

市内の通信手段につきまして、現在、数字的には市民の方も行政あるいは関係機関も持っている通信手段として一番多いということで、基本的にはそれを主系統と考えております。

森井委員

災害時というのは、日常とは違うときですから、日常においては当然に主系統として活用されて当たり前なのですけれども、非日常の状況において、一般加入電話というのはなかなか使えないというふうに思っています。その中で、また一つ提案ではないのですけれども、少しでも今、それ以外に災害時無線電話とか携帯電話におけるものとかいくつか活用されていると思うのですけれども、今、民間で使われている無線、一般的に言えば、例えばタクシーであったりとか、バスであったりとか、そういう無線を使われている民間企業はたくさんあると思うのですけれども、そういうところと協定を結ぶとか、災害時に何かしらの対応をしていただくとか、そのようなことも民間活用というわけではないのですけれども、考えていかなければならない時期ではないかなというふうに思っているのですけれども、その点についていかが思われますか。

(総務)高野主幹

民間にあります無線については、それぞれ目的を持って使われているかと思えます。ただ、民間の無線から最後小樽市の方にどのような形で情報伝達するかとか、いろいろ検討しなければだめな問題、それからある意味ではそういう交通機関がそういう無線を持っていますと、行動半径が広いというケースもありますので、情報の収集にとっては役立つケースも考えられますので、今後について研究してみたいと思います。

森井委員

もう皆さんご存じだと思うのですけれども、災害時に役立つ流れというのは、基本的にはやはり無線、ラジオ、こういうものが強いのかなというふうに思います。それが電話のように常々だめにならないと、100パーセント常々

大丈夫とか、そういうわけではないのですけれども、そういうときにおける災害時というのは情報の伝達、情報の集約、それが一番重要になってくるのかなと。特に、行政はそれにおけるたいへん重要な役割を果たさなければいけないというふうに思っておりますので、一般電話はもちろん使えるという枠組みにおいては必要とは思っておりますけれども、主系統として考えるというのは、自分としては難しいのかなというふうに思いますので、今後この辺のことについて、いろいろ検討・研究していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。